最終更新日：2019年7月3日

株式会社秋田銀行
取締役頭取 新谷　明弘
問合せ先：経営企画部(電話番号 018-863-1212)
証券コード：8343
https://www.akita-bank.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当行は、「地域とともに歩み、地域の発展とともに栄える」という「地域共栄」の経営理念に基づき、次のとおりコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

1　株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と、株主の実質的な平等性の確保に努めます。
2　株主、地域社会、お客様、従業員等のすべてのステークホルダーから信頼され選ばれる金融機関であるために、健全で公正な業務運営を行う経営に努めます。
3　取締役会・監査等委員会のほか、常務会、コンプライアンス委員会等の各種委員会、その他外部機関等による経営管理態勢の充実をはかり、コーポレート・ガバナンス体制の向上に努めます。
4　会社情報の適切な開示を行うとともに、非財務情報を含む情報の自主的な開示に努めます。
5　持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、積極的なＩＲ活動などを通じて、株主との建設的な対話に努めます。

当行は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨をふまえ、当行の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指し、コーポレート・ガバナンスを確立することを目的として「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を制定しております。
「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」については、当行ホームページにおいて公表しておりますので、ご参照ください。
(URL:https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/governance/pdf/guideline.pdf)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1③】
当行では、頭取を含む経営陣幹部について、【原則3-1.情報開示の充実】⑷ にて記載のとおり客観性・適時性・透明性ある手続きに従い選任しております。後継者計画については明文化されたものはございませんが、後継者計画の策定に向け、社外取締役を主要な構成員とする「評価・指名および報酬等委員会」が主体となり検討を進めております。

【原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当行は、定款において取締役の員数を16名以内と定めており、その範囲において取締役会の機能が効率的・効果的に発揮できる適正規模を維持しております。また、取締役会は、専門的な知識と豊富な経験を備えた社外取締役を複数選任することに加え、銀行の経営管理を適格、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験・能力を備えている取締役によってバランス良く構成されております。
現在、当行の取締役は全員男性となっておりますが、取締役として女性を選任することは、取締役会が多様性を確保し異なる視点を経営に反映させるうえで重要な要素と考えており、引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4.政策保有株式】
○　政策保有に関する方針
当行は、当行の中長期的な企業価値の向上、または地域経済の発展に資すると認められる場合を除き、政策保有株式は資本効率の向上等の観点から縮減していくことを基本方針とします。
取締役会は、毎年、政策保有株式のうち上場株式について、保有目的が適切か、保有にともなう便益やリスクが資本コストに見合っているかなど、保有の合理性を個別銘柄ごとに検証します。2019年３月末を基準とした検証の結果、大半の銘柄について保有の合理性が認められました。その他の保有の合理性が認められない銘柄については、市場に与える影響等を考慮したうえで、縮減を進めてまいります。
当行は、政策保有株主から当行の株式の売却等の意向が示された場合には、政策保有株主の意向を尊重し対応します。また、政策保有株主との間で、当行や株主共同の利益を害するような取引は行いません。
○　議決権行使基準
当行の政策保有株式にかかる議決権行使については、個別議案ごとに定めたガイドラインに基づき適切に賛否を判断します。また、株主提案、買収防衛策の導入議案などの当該企業の企業価値に大きく影響を与えうる議案や、不祥事が発生した企業の議案などについては、特に慎重に賛否を決定します。

【原則1-7.関連当事者間の取引】
関連当事者間の取引にかかる体制および手続きを、当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第17条「株主の利益に反する関連当事者間取引の防止」に記載しておりますので、ご参照ください。
(URL:https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/governance/pdf/guideline.pdf)

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
秋田銀行企業年金基金では、当行の財務・人事・リスク・市場取引等の業務に精通した者を委員として構成する資産運用委員会を設置しております。資産運用委員会では、受益者の安定的な資産形成と年金資産の安全かつ効率的な運用をはかるべく、資産運用の方針や政策的資産構成等について審議を行っております。そのほか、当基金では、各種研修に参加するなど人材の資質向上に努めております。
当基金の運用委託先は、すべて日本版スチュワードシップ・コードを受け入れております。また、運用委託先に対しては運用実績等の定量的な面のみならず、投資方針、運用プロセス等の定性評価も加えた総合的な評価を行っております。議決権行使については、運用委託先の判断基準を尊重し、想定される利益相反の発生を回避します。

【原則3-1.情報開示の充実】
(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
経営理念および中期経営計画については、当行ホームページにおいて公表しておりますので、ご参照ください。
○ 経営理念 URL:https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/info/rinen/
○ 中期経営計画 URL:https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/tyuki_keikaku/
(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方（基本方針）については、本報告書「1．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬等を決定するに当たっての方針と手続きについては、本報告書【取締役報酬関係】、有価証券報告書および当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第10条「取締役の報酬等」に記載しておりますので、ご参照ください。
(URL:https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/governance/pdf/guideline.pdf)
(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続きについては、当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第5条「経営陣幹部の選解任と取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任方針および手続」および第7条「監査等委員である取締役候補者の選任方針および手続」に記載しておりますので、ご参照ください。
(URL:https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/governance/pdf/guideline.pdf)
(5) 経営陣幹部の選任および取締役候補者の指名理由
○ 湊屋 隆夫（代表取締役会長）
経営企画、営業推進、有価証券運用、融資審査等の銀行業務全般にわたる豊富な経験により各分野の専門能力を有するとともに、営業店長を経験するなど幅広い業務に精通しております。また、2013年6月の頭取就任以降、中長期的な経営ビジョンを掲げるとともに経営課題に基づき、成長戦略の推進を指揮してきました。こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き経営の監督を遂行するとともに、当行グループを牽引し、当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、取締役に選任しております。また、能力、経験および実績等を踏まえ、当行の代表者として相応しいと判断し、引き続き代表取締役に選定いたしました。
○ 新谷 明弘（代表取締役頭取）
経営企画、リスク管理、人事等の業務について豊富な経験を有するとともに、営業店長を経験するなど銀行業務に対して幅広く精通しております。また、2017年6月に頭取に就任し、中長期的な経営ビジョンを掲げるとともに経営課題に基づき、成長戦略の推進を指揮してきました。こうした経営に関する知見や能力を活かし、引き続き経営の監督を遂行するとともに、当行グループを牽引し、当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、取締役に選任しております。また、能力、経験および実績等を踏まえ、当行の代表者として相応しいと判断し、引き続き代表取締役に選定いたしました。
○ その他の取締役候補者の指名理由は、当行ホームページにおいて公表しております「定時株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」に記載しておりますのでご参照ください。
(URL:https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/)

【補充原則4-1①】
(1) 取締役会は、「取締役会規程」により、法令・定款で定められている事項のほか、経営に関する重要事項を取締役会決議事項の範囲として規定しております。
(2) 取締役会は、取締役会より委任を受けた事項を協議・決定することを常務会の役割と定め、「常務会規程」を制定しております。また、取締役会は、意思決定の迅速化および取締役会の監督機能強化を目的に、取締役会の業務執行の決定権限の一部を取締役に委任することができることを定款に定めております。

【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】
当行では取締役16名のうち6名が社外取締役であり、そのうち3名を独立社外取締役として選任しております。社外取締役は、専門的知識や幅広い見識、豊富な経験等を当行の経営に反映するとともに、取締役会における客観的・中立的な立場からの助言等により、業務執行の適正性を確保する役割を担っております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当行は、「社外取締役の独立性に関する判断基準」を制定し、基準を満たす社外取締役を独立役員として指定しております。「社外取締役の独立性に関する判断基準」は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の別記に記載しておりますのでご参照ください。
(URL:https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/governance/pdf/guideline.pdf)

【補充原則4-11①】
取締役会は、銀行業務に精通した社内取締役と専門的な知識と豊富な経験を備えた社外取締役で構成し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性に配慮しております。また、定款の定める範囲において、取締役会の機能が効率的・効果的に発揮できる員数を維持しております。

【補充原則4-11②】
毎年、取締役の重要な兼職の状況を当行ホームページにおいて公表しております「定時株主総会招集ご通知」の「事業報告」に記載しておりますのでご参照ください。
（URL:https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/）
なお、本報告書提出日現在、他の上場会社役員を兼任する取締役はおりません。

【補充原則4-11③】
当行の取締役会は、毎年、取締役の自己評価等を参考に、取締役会全体の実効性を分析・評価しております。実施内容として、取締役を対象とした無記名記述式のアンケートを行い、取締役会の運営や社外取締役への情報提供・支援体制等に関する自己評価を実施しました。アンケートの結果、前回の実効性評価の実施以降、決議事項に対する審議時間の確保、取締役会前の情報提供や議案についての検討時間の確保等について改善がはかられており、取締役会の実効性が確保されていることを確認しております。また、今年度は取締役会の更なる実効性向上を目指し、取締役会付議事項の見直しに継続して取組むことや社内外取締役間のコミュニケーションの活性化について取組むこととしております。

【補充原則4-14②】
取締役に対するトレーニングの方針については、当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第12条「取締役に対するトレーニングの方針」に記載しておりますので、ご参照ください。
(URL:https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/governance/pdf/guideline.pdf)

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】
株主の皆さまとの建設的な対話の促進については、当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の

第13条「株主との建設的な対話に関する方針」に記載しておりますので、ご参照ください。
(URL:https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/governance/pdf/guideline.pdf)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	804,600	4.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	636,000	3.54
日本生命保険相互会社	625,194	3.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	603,300	3.36
秋田銀行職員持株会	599,712	3.34
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	469,200	2.61
GOVERNMENT OF NORWAY	353,700	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	346,700	1.93
住友生命保険相互会社	344,700	1.92
清水建設株式会社	262,100	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	16 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
辻　良之	他の会社の出身者											
榊　純一	他の会社の出身者								△			
中田　直文	他の会社の出身者											
北嶋　正	他の会社の出身者											
諸橋　正弘	他の会社の出身者								△			
小林　憲一	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

辻　良之			―――	県内を代表する企業グループのトップを長年にわたり務められているほか、秋田商工会議所副会頭はじめ業界団体等の要職を務められております。2017年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言に努めてこられました。こうした専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、社外取締役として選任しております。
榊　純一		○	榊純一氏は、1980年4月から㈱ＩＨＩに勤務、2012年4月に同社執行役員に就任、2016年4月から2018年3月まで常務執行役員を務めておりました。2018年4月からは同社顧問を務めております。 同社と当行との間には、通常の銀行取引があります。	2018年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言に努めてこられました。企業経営に対する豊富な経験と輸送機等の産業分野に関する高度な専門知識を有し、客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、社外取締役として選任しております。また、当行との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無いと判断されるため、独立役員として選任しております。
中田　直文			―――	県内を代表する製造業の代表取締役を長年にわたり務められているほか、大館商工会議所会頭などの要職に就任しておられます。企業経営者としての優れた人格と高い見識を有し、経営の諸問題における幅広い見識に基づき、客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、社外取締役として選任しております。
北嶋　正	○		―――	県内を代表するブライダルおよび外食産業等の代表取締役を長年にわたり務められ、2014年6月に当行の社外監査役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づく才腕を当行の監査に反映してこられました。こうした専門的な知見を踏まえ、当行の監査態勢を強化するとともに、客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。
諸橋　正弘	○	○	諸橋正弘氏は、2001年8月から2012年8月まで秋田酒類製造㈱の代表取締役社長を務めておりました。 同社と当行の間には、通常の銀行取引があります。	県内を代表する製造業の代表取締役社長を長年にわたり務めておられました。企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言に努めてこられました。こうした専門的な知見を踏まえ、当行の監査態勢を強化するとともに、客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当行との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無いと判断されるため、独立役員として選任しております。
小林　憲一	○	○	小林憲一氏は、2008年4月から2010年4月まで公益財団法人あきた企業活性化センターの理事長、2010年6月から2017年6月まで秋田県信用保証協会の会長を務めておりました。 両団体と当行との間には、通常の銀行取引があります。	秋田県の企業振興、総務企画などの統括を務められた後、あきた企業活性化センター理事長、秋田県信用保証協会会長として県内企業の成長に取り組んでこられました。地方行政および各種分野における豊富な経験を有し、人格および見識ともに高く、当行の監査態勢を強化するとともに、客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当行との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無いと判断されるため、独立役員として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は内部監査部門である監査部と緊密に連携ができる体制となっており、現在は監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置いておりません。ただし、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の意向を尊重し、当行の職員を、監査等委員会を補助すべき使用人として指名することとしております。
なお、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、監査等委員会の職務については指名された使用人への指示、命令する権限は監査等委員会に委譲されたものとし、当該職務について取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指示、命令は受けないものとし、独立性および実効性を確保いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合をもち、必要に応じて監査等委員会への出席を求めるほか、会計監査人から監査に関する報告を適時かつ随時に受領し、積極的に意見および情報の交換を行うこととしております。
監査等委員会は、内部監査部門である監査部からその監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を出すなど、監査部と日常的かつ機動的な連携をはかる体制としております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	評価･指名および報酬等委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	評価･指名および報酬等委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

(1) 当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けたコーポレート･ガバナンスの充実をはかることを目的に、取締役会の諮問機関として、2019年1月より「評価･指名および報酬等委員会」を設置しております。これにともない、これまで取締役の選任･報酬等について審議を行ってきたコーポレートガバナンス委員会は廃止しております。
なお、「評価･指名および報酬等委員会」は指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。
(2) 本委員会は、取締役5名以内とし、社外取締役が過半数を占める構成としております。また、委員長は、独立社外取締役とし、副委員長は、委員長以外の社外取締役の中から互選により決定しております。
現在の本委員会の構成は以下のとおりです。
○ 諸橋　正弘（委員長、独立社外取締役）
○ 小林　憲一（副委員長、独立社外取締役）
○ 榊　純一（独立社外取締役）
○ 湊屋　隆夫（代表取締役会長）
○ 新谷　明弘（代表取締役頭取）
(3) 本委員会は必要に応じて随時開催いたします。2019年1月の本委員会設置後、計5回開催し、主に取締役の選任･報酬等について審議を行い取締役会へ答申しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当行は、独立役員の資格を満たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当行は取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、本項目において同じ。）の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、「業績連動型株式報酬制度」の導入を、2019年６月26日開催の第116期定時株主総会において決議しております。
業績連動型株式報酬制度は、役員報酬ＢＩＰ（Board Incentive Plan）信託と称される制度を採用しております。本制度では、信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役に対し、役位に応じた「固定ポイント」と、当行の毎事業年度における業績目標（当期純利益）の達成度に応じて０％～200％の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与します。付与したポイントは、毎年累積し、退任時に累積したポイントに応じて当行株式の交付および当行株式の換価処分金相当額の金銭を給付することとしております。

ストックオプションの付与対象者 更新	

該当項目に関する補足説明 更新

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2018年度における当行の取締役および監査役に対する報酬等の総額は、有価証券報告書に記載しております。
なお、役員ごとの報酬等の総額については、１億円以上を支給しているものが存在しないため開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

○　取締役の報酬等の構成
当行の取締役の報酬等は、役割や責任に応じて支給する「基本報酬」、業績等を勘案して支給する「賞与」、役位および業績目標（当期純利益）の達成度に応じて当行株式等の交付等を行う「業績連動型株式報酬」の構成とし、次の運用基準のとおり支給しております。
１　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
「基本報酬」、「賞与」および「業績連動型株式報酬」の３つで構成し、次のとおりとする。
(1)　各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の基本報酬は、役位別に固定のものとして定める。
(2)　賞与は、業績等を勘案して支給総額および各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）への配分を取締役会において決定する。
(3)　業績連動型株式報酬は、役員報酬ＢＩＰ（Board Incentive Plan）信託と称される制度を採用する。本制度では、信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、役位に応じた「固定ポイント」と、当行の毎事業年度における業績目標（当期純利益）の達成度に応じて０％～200％の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与する。付与したポイントは、毎年累積し、退任時に累積したポイントに応じて当行株式の交付および当行株式の換価処分金相当額の金銭を給付する。
２　社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）
「基本報酬」および「賞与」の２つにより構成し、基本報酬はその職務に鑑み固定のものとして定め、賞与は上記1(2)と同様の方法により決定する。
３　監査等委員である取締役
監査等委員である取締役の報酬等は、監査・監督の独立性を確保する観点から「基本報酬」のみとする。
○　取締役の報酬等の額
当行の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額を年額180百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の限度額を年額55百万円以内としております。また、この報酬等の限度額とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬は、３事業年度ごとに当行が拠出する金銭の上限を120百万円と株主総会において決議しております。（2019年度は、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として別途110百万円を上限とした金銭を拠出することとしております。）
○　決定にかかる手続き
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、株主総会で定められた報酬等の限度額の範囲内において、「評価・指名および報酬等委員会」での審議を行い、公正性・透明性を確保のうえ、取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で定められた報酬等の限度額の範囲内において、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

取締役会における審議の活発化をはかるために、議案の事前説明を行っているほか、タブレットを配布し、取締役会資料や行内情報、行内規程等を閲覧できる環境を整備しております。また、社外取締役が能動的に情報を入手するために、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については秘書室長が、監査等委員である社外取締役については常勤の監査等委員がそれぞれ支援する体制を構築しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
― ― ―	― ― ―	― ― ―	― ― ―	― ― ―	― ― ―

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

― ― ―

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1) 業務執行の状況

当行の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名（うち社外取締役3名）、および監査等委員である取締役5名（うち社外取締役3名）で構成され、定時取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。さらに、迅速な経営判断および業務執行を行うために、取締役会長、取締役頭取、専務取締役および常務取締役で構成する常務会を原則として毎週開催しており、取締役会より委任を受けた事項やその他経営全般にかかわる事項について協議・決定しております。また、「評価・指名および報酬等委員会」を必要に応じて開催し、取締役会の諮問機関として必要な事項を審議のうえ取締役会に答申を行っております。その他、各種リスクに関する管理方針、態勢を協議・決定するため、ＡＬＭ委員会を原則として毎月開催するほか、法令やルールに則った健全かつ適切な業務運営を目的に、コンプライアンス委員会を原則として3か月ごとに開催しております。

(2) 監査・監督の状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役3名）で構成されております。監査等委員は常務会をはじめとする重要な会議に出席することができ、これにより経営執行状況の適切な監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行の適法性および妥当性を監査いたします。

(3) 会計監査の状況

当行の会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任しております。継続監査期間については1年であります。監査業務を執行した公認会計士は、深田建太郎氏、木村大輔氏の2名（2019年3月期）であります。継続監査年数については2名とも7年以内であります。会計監査業務にかかる補助者の構成は、公認会計士13名、その他16名（2019年3月期）であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、経営の透明性向上および意思決定の迅速化を目的に、2018年6月27日開催の第115期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行しております。

当行は、地域金融機関における豊富な経験を有し、銀行業務に精通している人材を社内取締役として選任し、業務執行状況を相互に監督・牽制する体制を構築しております。さらに、社外取締役による客観的・中立的な立場からの発言を通じて、取締役の業務執行の適正性を確保しており、業務執行・監督体制は質の高い体制を構築しているものと考えております。監査等委員会は、5名のうち3名を社外取締役で構成し独立性を確保しており、監査等委員による各取締役（監査等委員である取締役を除く。）および業務執行部門に対する牽制が有効に機能する体制となっていることから、経営監視機能の客観性および中立性を確保できるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年６月26日開催の第116期定時株主総会招集ご通知を、2019年６月４日（法定期日の７営業日前）に発送しております。 なお、招集ご通知の内容については、2019年６月３日から株式会社東京証券取引所および当行のホームページに掲載しております。 （URL:https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/）
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆さまに出席いただくことを目的として、集中日を回避した株主総会の設定に努めております。 なお、2019年度の株主総会は集中日の１日前に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席できない株主の皆さまの利便性向上をはかるため、インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用を可能としております。
招集通知（要約）の英文での提供	株主総会招集ご通知の一部を英訳し、当行ホームページおよび東証上場会社情報サービスに掲載しております。 （URL:https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/）

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	当行ホームページに「ディスクロージャーの基本方針」を掲載しております。 （URL:https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/sonota/disk/）	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	秋田県内９か所で年１回経営説明会を開催しております。	あり
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	東京で年１回（６月）決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当行ホームページに決算説明資料、決算短信、ディスクロージャー誌等を掲載しております。 （URL:https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/ir/）	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部を担当部署としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行は、「地域とともに歩み、地域の発展とともに栄える」という「地域共栄」の経営理念を掲げ、ステークホルダーの皆さまから厚い信頼を寄せられる銀行になるよう努力を続けてまいります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当行は、「地域とともに歩み、地域の発展とともに栄える」という「地域共栄」の経営理念の下、環境保全活動、スポーツ振興、次世代の人材育成など、様々な分野での地域貢献に努めております。具体的な活動内容については、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。 (URL:https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/csr/)

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第14条「情報開示の充実と透明性の確保」に記載しておりますので、ご参照ください。 (URL:https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/governance/pdf/guideline.pdf)
その他	当行は「＜あきぎん＞女性“活き生き”応援プログラム」を制定し、女性活躍推進に取り組んでおります。具体的な取組内容については、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。 (URL:https://www.akita-bank.co.jp/woman/) (URL:https://www.akita-bank.co.jp/employment/recruit/women.html)

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行グループは、取締役会において定める「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制の整備・強化に取り組んでおります。

［内部統制システムに関する基本方針］

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）を整備する。

1　当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役および取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つと認識し、銀行の公共的使命と社会的責任等を基本とした企業倫理を構築し、その徹底をはかる。

(2) 取締役会は、法令等遵守方針および法令等遵守規程を制定するとともに、コンプライアンスの適切な運営のため、年度ごとのコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努める。

(3) コンプライアンスに関する統括部門として、コンプライアンス統括部を設置し、各部室店には、コンプライアンス責任者・推進者をそれぞれ配置する。また、コンプライアンスに関する重要事項を協議するため、コンプライアンス委員会を設置する。

(4) コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を3か月に1回以上、取締役会および監査等委員会に対して報告する。また、監査部はコンプライアンス統括部と連携のうえ、コンプライアンス態勢について監査を行い、監査部担当の取締役および監査等委員会に報告する。監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会へ報告する。

(5) 当行の役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス統括部へ報告する。また、コンプライアンス相談窓口のほか、コンプライアンス統括部、人事部、常勤監査等委員および外部弁護士を窓口とした「あきぎんヘルプライン」を設置し、役職員が法令違反の疑義ある行為等を直接通報できる体制を整備する。（子会社各社の役職員による通報も可能とする。）

なお、通報を受けた窓口は、ただちに通報事項を所管する取締役および監査等委員会に対して報告を行う。

「あきぎんヘルプライン」への通報者に対し、不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行および子会社各社において周知徹底する。

(6) 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力との取引を遮断するとともに、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

2　当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会および常務会の議事録の他、取締役の職務の執行に係る情報は、文書保存規程に基づき保存、管理する。

3　当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクに分類し、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき把握、管理する。

(2) リスク管理に関する統括部門として、リスク統括室を設置する。

(3) 各業務に所在するリスクについての管理方針は取締役会において決定する。さらに、各業務に所在するリスクの管理方法および各業務に所在するリスクの状況については、取締役会へ報告する。

4　当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当行の長期的安定成長をはかるため、原則として3か年ごとに向こう3営業年度を対象期間とした中期経営計画および初年度の短期経営計画を策定する。

なお、短期経営計画は情勢の変化を勘案し、毎年度見直しを行う。

(2) 取締役会は経営計画を決定し、行内に周知する。

(3) 経営企画部を担当する取締役は、経営計画の進捗状況を、3か月に1回取締役会に報告する。取締役会は、計画および予算の実績報告に基づいて経営計画実施状況を検討し、必要ある場合はその対応を協議して適切な対策を講ずる。

(4) 各部門を担当する取締役は、担当する部門の実施すべき具体的な施策および効率的な職務執行体制を構築する。

なお、効率的な職務執行体制構築にあたっては、職制および分掌規程に基づき職務の分担を定める。

5　当行およびその子会社から成る企業集団（以下、「グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

(1) 当行および子会社各社における内部統制システムの構築を目指し、経営企画部をその担当部署とする。実際の運営にあたっては、関連会社管理規程に基づき、管理する。

(2) 当行の経営企画部を担当する取締役は、子会社各社の営業活動および経営状況について、3か月に1回取締役会に対して報告するとともに、一定の要件に該当する事項については取締役会の承認を受けるものとする。

(3) 当行は、関連会社管理規程において、子会社各社の年度業務計画、業務実績、財務状況について、当行の経営企画部への定期的な報告を義務づける。また、当行は、当行の経営企画部担当取締役および子会社各社の代表取締役が出席する関連会社定例会議を定期的に開催し、当該会議において、子会社各社の業務実績その他の重要な事象について報告を受ける。

(4) 当行の子会社各社の業務に係るリスクについては、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき、当行のリスク統括室および関連部署が把握、管理する。また、当行のリスク統括室は、グループ全体のリスク管理の統括部署として、必要に応じて、子会社各社に対する指導・助言を行い、適切なリスク管理態勢を整備・確立する。

(5) 当行は、子会社各社の自主性を尊重しつつ、合理的な範囲において当行における規定および体制を子会社各社に準拠させることなどにより、子会社各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

(6) 当行は、子会社各社に対し、法令遵守については当行に準じた運営を行うよう管理・指導し、コンプライアンス・マニュアルの整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・実施を促す。また、当行のコンプライアンス統括部は、子会社各社におけるコンプライアンス・プログラムの実施状況をモニタリングするとともに、子会社各社のコンプライアンス担当取締役に対して法令遵守に関する指導を行う。

(7) 当行の監査部は、子会社各社に対してコンプライアンス監査を含む内部監査を実施し、監査結果を監査部担当の取締役および監査等委員会に報告する。また監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会に対して報告する。

(8) 当行および子会社各社は、財務報告の適正性・信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

6　当行の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の意向を尊重し当行の職員を監査等委員会を補助すべき使用人として指名する。

(2) 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への監査等委員会の職務に関する指示、命令する権限は監査等委員会に委譲されたものとし、当該職務について取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指示、命令は受けないものとする。

7　監査等委員会への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当行および子会社各社の役職員の職務の執行にかかる重大な法令違反、不正行為の事実またはグループ全体に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、これを監査等委員会に報告する。

(2) 監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行および子会社各社において周知徹底する。

8　当行の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

(1)　当行は、監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、監査の実効を担保すべく予算を措置する。

(2)　緊急または臨時に支出した費用その他当該予算に含まれない費用については、監査等委員は事後的に当行に請求することができることとし、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要であると認める場合には、当行はこれを速やかに支払う。

9　その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)　代表取締役は、定期的に監査等委員と意見交換を行い、監査等委員会の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。

(2)　監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および監査部等の職員その他の者に対していつでも報告を求めることができる。

(3)　監査等委員は、重要な意思決定や取締役の職務の執行状況を把握するため、常務会をはじめとする重要な会議に出席することができる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方（基本方針）

当行では、反社会的勢力に毅然として態度で対応し、これとの関係を遮断するため、以下の「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、役職員に遵守するよう徹底しております。

(1)　反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応し、対応する役職員の安全確保に努めます。

(2)　反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(3)　反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

(4)　反社会的勢力による不当要求に対しては、すべて拒絶し、民事・刑事の両面から法的対応を行います。

(5)　反社会的勢力との裏取引および反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。

2　反社会的勢力排除に関する整備状況

(1)　反社会的勢力排除に関する統括部署として、コンプライアンス統括部を設置しております。

(2)　反社会的勢力への対応にあたっては、平素から警察等関連行政機関、弁護士等の外部機関と緊密な連携関係の強化をはかっております。

(3)　反社会的勢力に関する情報については、統括部署が一元管理し、反社会的勢力との不適切な取引の防止を徹底しております。

(4)　反社会的勢力への対応ルールを明確にするため、「反社会的勢力等への対応マニュアル」を策定し、全職員に徹底しております。

(5)　各種研修会等において、反社会的勢力への対応方針、具体的なルール遵守等について、周知徹底をはかっております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

有価証券上場規程等で開示が求められる会社情報に該当する決定事実、決算および発生事実に関する情報が認められた場合には、情報取扱責任者が当該情報を実態的に判断し、適切な開示措置を講じるための行内体制を整備しております。

〔コーポレートガバナンス体制図〕

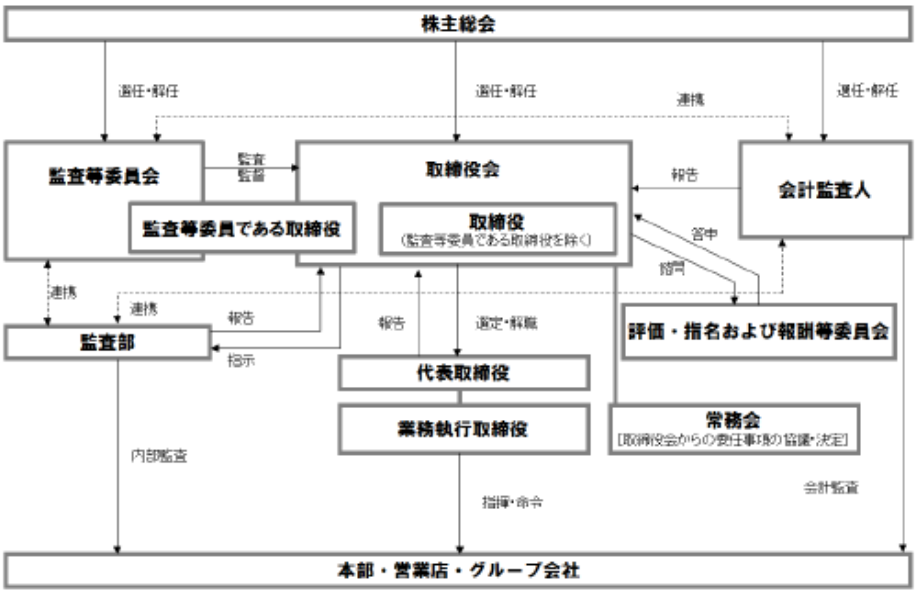

〔適時開示体制の概要〕

